

京都市シティプロモーション動画制作業務におけるプロポーザル実施要綱

この要綱は、国内外の移住希望者やビジネスパーソン等を対象に、歴史的・文化的背景を有し、かつビジネス都市としても卓越した環境である京都市の魅力を動画で発信する「京都市シティプロモーション動画制作業務（以下「本業務」という。）」のプロポーザル実施に当たり、必要な事項を定めるものである。

1 受託候補者の選定

本業務について以下のとおり広く提案を募集し、受託候補者を選定する。

(1) 選定方法

受託候補者の選定に当たっては、広く提案を募集し、審査のうえ決定するプロポーザル方式により選定する。

本業務の仕様・応募資格・応募書類・提出期限・選定方法等の募集に当たっての必要事項は、募集要項において定める。

(2) 募集方法

募集要項等を京都市ホームページ「京都市情報館」で公開し、募集する。

(3) 審査

受託候補者選定のための庁内検討組織で、審査を行う。審査員は、総合企画局広報課長、同住むなら京都推進課長、産業観光局企業誘致企画課長の計3名。

(4) 選定結果の通知

選定結果は、全応募事業者に通知するとともに、速やかに京都市ホームページ「京都市情報館」において、その結果、参加した事業者名及び評価点を公表する。

2 契約の締結

受託候補者選定後、本プロポーザルで提示する仕様書及び受託候補者の提案内容を踏まえ、契約内容について協議し、合意に達した場合に契約を締結する。